

京都府における農作物栽培に係る慣行レベル

平成25年4月1日現在

作物区分	品目	作 型 等		化学合成農薬 (節減対象農薬) 使用量 (1作あたり成分使用回数)	化学肥料由来の窒 素成分量 (kg/10a・1作あたり)
水稲	水稲	コシヒカリ・酒米・もち米		18	8(石灰窒素利用の場合は12)
		コシヒカリ以外のうるち品種	キヌヒカリ、祭り晴等		11(石灰窒素利用の場合は15)
		直播栽培		20	上記の分類
		飼料用米(移植・直播)		16	8(石灰窒素利用の場合は12)
麦・豆類	麦類			6	14
	白ダイズ			10	5
	黒ダイズ			15	7
	アズキ			12	7
	エンドウマメ (ソラマメを含む)			12	22
	豆類(種実) 【ヒラマメ、フジマメ ペニバナインゲン】			11	22
いも・根菜類	ダイコン		冬～春まき	14	32
			夏～秋まき	16	
	ハツカダイコン(ラディッシュ)			5	10
	コカブ (スグキ菜、ひの菜、赤カブ、 中カブを含む)			18	43.2
	ニンジン	春まきトンネル、夏まき・秋まき		11	32
	金時ニンジン			10	45.5
	聖護院ダイコン			13	42.5
	ゴボウ			10	30.4
	堀川ゴボウ			20	30.4
	聖護院カブ (大カブを含む)			16	48.6
	エビイモ			13	64.4
	サトイモ			12	45
	ジャガイモ			7	23
	サツマイモ			14	6
	ヤマノイモ			27	51
ショウガ			11	40.5	
葉茎菜類	ハクサイ		10～3月穫り	20	48
			4～5月穫り	10	
	キャベツ		10～3月穫り	24	35
			4～6月穫り	22	
	レタス (非結球レタス含む)			14	26
	ホウレンソウ	露地		10	35.4
		ハウス周年		9	
	コマツナ	施設、露地	周年	8	32
	シュンギク	つみとり		24	35
		株取り		8	26
ミズナ	ハウス周年		5～10月穫り	8	10.4
			11～4月穫り	6	
	露地		5～10月穫り	8	23.9
			11～4月穫り	6	

京都府における農作物栽培に係る慣行レベル

平成25年4月1日現在

作物区分	品目	作 型 等		化学合成農薬 (節減対象農薬) 使用量 (1作あたり成分使用回数)	化学肥料由来の窒 素成分量 (kg/10a・1作あたり)		
葉茎菜類	ミブナ	ハウス周年	5～10月穫り	7	10.4		
			11～4月穫り	5			
		露地	5～10月穫り	7		23.9	
			11～4月穫り	5			
	シロナ			8	30		
	葉ダイコン			8	21		
	ハナナ			12	99.9		
	ブロッコリー			20	42		
	カリフラワー			20	42		
	ネギ 【葉ネギ(小ネギを除く)、九条太ネギ】	ハウス		育苗期 間中 8 (1カ月 あたり)	本 ぼ	32	30.6
			5～6月穫り			25	53.2
		露地周年栽培	7～10月穫り			45	65.0
			11～4月穫り			35	75.7
	タマネギ			14	30		
	アスパラガス			15	50		
	セリ			10	25		
	セロリ			13	60		
	ツルムラサキ			5	25		
	ニラ			30	30		
	ニンニク			10	30		
	ミョウガ			5	20		
	モロヘイヤ			5	35		
	ワケギ			10	30		
	ミツバ			6	20		
	パセリ			8	40		
	シソ			10	30		
	タケノコ			1	57		
	ナバナ類 【サイシン、コウサイタイ】			10	30		
非結球アブラナ科葉菜類 【チンゲンサイ、野沢菜、高菜、 ターサイ、山東菜、パクチョイ、 からし菜】			8	30			
セリ科葉菜類 【葉ニンジン、コリアンダー】			2	40			
シソ科葉菜類 【エゴマ、バジル、ミント】			4	15			
果菜類	キュウリ	促成～半促成		43	60		
		普通		36			
		抑制		46			
	カボチャ			12	19		
	ナス	半促成		41	80.2		
		露地		43	111		
	ピーマン	半促成		29	69.4		
		露地		31	96		
	トマト	半促成		32	44		
		雨よけ(露地)		36			
抑制			34				

京都府における農作物栽培に係る慣行レベル

平成25年4月1日現在

作物区分	品目	作 型 等	化学合成農薬 (節減対象農薬) 使用量 (1作あたり成分使用回数)	化学肥料由来の窒 素成分量 (kg/10a・1作あたり)
果菜類	ミニトマト	半促成・普通	24	35
		抑制	28	
	サヤエンドウ・実エンドウ (未成熟ソラマメを含む)		12	22
	サヤインゲン (未成熟ササゲを含む)		10	22
	エダマメ		15	7
	鹿ヶ谷カボチャ		9	17.3
	賀茂ナス	半促成	39	90.0
		露地	40	124.5
	京山科ナス	半促成	39	90.0
		露地	40	124.5
	伏見トウガラシ (シントウ、タカノツメを含む)	ハウス半促成短期	26	63.2
		ハウス半促成長期	30	76.7
		露地	33	77.0
	万願寺トウガラシ	ハウス半促成	30	44.5
		露地	33	45.6
	イチゴ	促成	50	34
		半促成・普通	46	
	スイカ		14	27
	メロン		22	27
	ズッキーニ		12	20
オクラ		15	45	
トウモロコシ (スイートコーンを含む)		11	30	
ニガウリ		6	30	
豆類(未成熟) 【ヒラマメ、フジマメ、 ペニバナインゲン】		11	22	
瓜類(漬物用)		12	35	
果樹	ナシ		37	16.8
	クリ		13	22.9
	イチジク		13	26
	ウメ		12	25
	カキ		14	23
	ブドウ		16	16
	モモ		26	17
	ブルーベリー		4	13
	ミカン (ユズ、スダチ、ダイダイ、 夏みかんを含む)		18	25
	キウイフルーツ		12	15
茶	茶(JA京都やましろ管内)	煎茶	21	59.4
		かぶせ茶	21	49.0
		玉露	16	53.6
		てん茶	16	51.2
	茶(JA京都にのくに管内)	玉露	20	63.6
		てん茶	20	72.0

京都府における農作物栽培に係る慣行レベル

平成25年4月1日現在

作物区分	品目	作 型 等	化学合成農薬 (節減対象農薬) 使用量 (1作あたり成分使用回数)	化学肥料由来の窒 素成分量 (kg/10a・1作あたり)
花き	コギク		36	30
	トルコギキョウ		36	20
	ユリ		11	20
その他	クワイ		4	50
	山ブキ		6	25
	サンショウ		4	10
	ソバ・アワ・ヒエ		2	4
	雑穀類 【胡麻、ハトムギ、アマランサス】		8	12
	食用桑(葉)		3	30

(注)花きは、「特別栽培農産物表示ガイドライン」の適用外。